第六号(三)中「すべて」を「全て」に改める。

第八号の注1及び注2中「すべて」を「全て」に改め、同号の注4(1)中「六」を「三」に改め、同注4(2)中「より差し引く数は六」を「から差し引く数は三」に改める。

第十一号中「損害てん補」を「損害塡補」に、「てん補の」を「塡補の」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

第十二号中「てん補の」を「塡補の」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の四第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百八号（漁船損害等補償法第百三十八条の四の農林水産大臣が定める割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号の表日本鰹鮪漁船保険組合の項、神奈川県漁船保険組合の項及び静岡県漁船保険組合の項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十四第二項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百七十二号（漁船損害等補償法第百三十八条の十四第二項の中央会責任総再保険金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「百分の百二を」を「百分の百五を」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十五第二項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百七十三号（漁船損害等補償法第百三十八条の十五第二項の再保険料率の算定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「〇・六二パーセント」を「〇・七二パーセント」に、「一〇・五九パーセント」を「一〇・四九パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県松江市秋鹿町字小額三八九、字コッボリ三九〇、字結込四三一五、四三一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コッボリ三九〇、字結込四三一六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町道川ロ五二内一、ロ五二内二、ロ五三、ロ五四六、ロ五四七続一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町澄川イ一八〇三の二からイ一八〇三の四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ一八八二の三、イ一八八五、イ一八八五の一、イ一八八七、イ一八八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町来尾八三〇の一、八三一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）